

診療放射線技術専門員募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	診療放射線技術専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	任用日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 7 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	保健医療局医療政策部医療安全課（新宿区西新宿 2 丁目 8-1） 及び都内病院
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法立入検査・指導 ・ 放射線使用施設立入検査 ・ 使用前検査 ・ 診療放射線施設・設備等関係事務等
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療放射線技師免許 ・ 診療放射線技師として病院に 10 年以上勤務した経験のある者
勤務日数	月 16 日
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで 又は 9 時 00 分から 17 時 45 分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有 (業務の必要上やむを得ない場合)
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇(※) (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇(※)、生理休暇、短期の介護休暇(※)、介護休暇(※)、介護時間(※)、育児休業(※)、部分休業(※) ※ 一定の要件を満たす場合
報酬額	月額 230,900 円（令和 5 年度の額であり、改定される場合あり。） 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
問合せ	東京都保健医療局医療政策部医療安全課指導担当 電話：03-5320-4432 内戦：33-421